

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日在休日に當たるときは、その翌日)

告 示

鳥取県告示第百九十六号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

東伯郡泊村

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び泊村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百九十七号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

東伯郡泊村

二 保安林として指定された目的

魚つき
魚つき

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をことができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次とのおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び泊村役場に備え置いて縦覧に供する。)

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び泊村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百九十八号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

東伯郡泊村

二 保安林として指定された目的

魚つき
魚つき

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次とのおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び泊村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百九十九号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法

の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十年四月二十三日

昭和四十年四月二十三日 規定により告示する。

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

東伯郡羽合町

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

東伯郡羽合町

二 保安林として指定された目的

風害の防備

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 指定施業要件

〔一〕立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をことができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

〔二〕立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び羽合町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び羽合町役場に備え置いて縦覧に供する。)

町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項

において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十年四月二十三日

鳥取県告示第二百一号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

東伯郡羽合町

二 保安林として指定された目的

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所
東伯郡羽合町

魚つき

鳥取県知事 石 破 二 朗

東伯郡羽合町

二 保安林として指定された目的

一 指定施業要件として指定された目的

潮害の防備

三 指定施業要件

立木の伐採の方法

1 立木は、択伐による。

2 主伐として伐採をことができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

〔立木の伐採の限度〕

次のとおりとする。

〔立木の伐採の限度〕

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び羽合町役場に備え置いて縦覧に供する。）

〔立木の伐採の限度〕

次のとおりとする。

〔立木の伐採の限度〕

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び羽合町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百二号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十年四月二十三日

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

東伯郡北条町

二 保安林として指定された目的

昭和四十年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

破

二

朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

飛砂の防備

三 指定施業要件

〔一〕立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

〔二〕立木の伐採の限度

次とのとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び北条町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び北条町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百四号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十年四月二十三日

鳥取県知事 石 破

二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所
東伯郡北条町

鳥取県知事 石 破

二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所
東伯郡北条町

石 破

二 朗

二 保安林として指定された目的
潮害の防備

三 指定施業要件
〔一〕立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

二 保安林として指定された目的
風害の防備

三 指定施業要件

01071

(第三種郵便物認可)

昭和40年4月23日

公 告 県 取 報

2 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(1) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び北条町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百六号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所
東伯郡東郷町大字宮内

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は定めない。

2 主伐として伐採をことができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(1) 立木の伐採の限度

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(1) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

鳥取県告示第二百七号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所
東伯郡三朝町

二 保安林として指定された目的

水害の防備

三 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をことができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(1) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百八号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

東伯郡三朝町

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、禁止する。

2 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百九号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

東伯郡三朝町

二 保安林として指定された目的

旧跡の風致の保存

三 指定施業要件

立木の伐採の方法

1 伐採を禁止する。

2 その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百十号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

倉吉市大原字勝負谷、字奥長尾

二 保安林として指定された目的

一 指定施業要件 指定予定保安林の所在場所
倉吉市栗尾字箱谷南平壠

二 保安林として指定された目的
干害の防備

三 指定施業要件
干害の防備

三 指定施業要件

二 保安林として指定された目的
干害の防備

三 指定施業要件

三 指定施業要件
干害の防備

三 指定施業要件

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び倉吉

鳥取県告示第二百十一号

鳥取県告示第二百十一号
昭和40年4月23日 金曜日 鳥取県報公(号外) 第25号 8
次に保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法
の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第三項
において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の
規定により告示する。

昭和四十年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件 指定予定保安林の所在場所
倉吉市志津字家の上、字山内

一 指定施業要件 指定予定保安林の所在場所
倉吉市栗尾字箱谷南平壠

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件 指定予定保安林の所在場所

倉吉市栗尾字箱谷南平壠

二 保安林として指定された目的

二 保安林として指定された目的

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第一百三十三号
次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所
倉吉市

倉吉市

二 保安林として指定された目的
落石の危険の防止

三 指定施業要件

四 立木の伐採の方法

1 伐採を禁止する。

2 その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百二十四号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所
倉吉市

倉吉市

二 保安林として指定された目的
旧跡の風致の保存

三 指定施業要件

立木の伐採の方法

1 伐採を禁止する。

2 その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び倉吉

鳥取県告示第二百十六号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

東伯郡大栄町

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

- (二) 立木の伐採の限度
1 立木として伐採ができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 立木の伐採の限度
1 立木として伐採ができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (四) 立木の伐採の限度
1 立木として伐採ができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(五) 立木の伐採の限度
1 立木として伐採ができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(六) 立木の伐採の限度
1 立木として伐採ができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び大栄町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び閑金町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百十七号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法

の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

東伯郡大栄町

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び大栄町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百十八号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の

規定により告示する。

昭和四十年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

東伯郡大栄町大字大谷字白水橋東峯、字東白水橋、字白水橋野、字白水橋西平、字カツラ塚、字往古ノ谷、字西ノイツ、字往古ノ谷西峯、字大ナル、字火出尾

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は定めない。

2 主伐として伐採をする立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他の特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び大栄町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百十九号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の

規定により告示する。

昭和四十年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所
東伯郡東伯町

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 指定施業要件

立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をことができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

口 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び東伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百二十号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所
東伯郡東伯町

二 保安林として指定された目的
潮害の防備

三 指定施業要件

立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

口 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び東伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百二十一号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字櫻下字代々、字水溜

二 保安林として指定された目的

三 干害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は定めない。

2 主伐として伐採をことができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

- 3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 次のとおりとする。

(二) 「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び東伯

町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百二十二号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字金屋字八橋野、字大高谷、字鳥池

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は定めない。

2 主伐として伐採をができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(一) 「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び東伯

町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百二十三号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

二

朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字杉地字トツソノ、字大日ノ上、字新林、字芋屋谷西平、字芋屋谷、字平ル林、字出口ノ上、字中峯ノ谷、字洪茶

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 指定施業要件

〔一〕立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は定めない。
- 2 主伐として伐採をことができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(二) 立木の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び東伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百二十四号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所
東伯郡東伯町大字野田字東谷東平、字笛野谷

二 保安林として指定された目的
干害の防備

三 指定施業要件
立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は定めない。

2 主伐として伐採をことができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

鳥取県告示第二百二十五号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所
東伯郡東伯町大字福永字奥山

二 保安林として指定された目的
干害の防備

三 指定施業要件
立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は定めない。

2 主伐として伐採をができる立木は、倉吉地域森林計画で

定める標準伐期階以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

〔立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び東伯

町役場に備え置いて総覽に供する。)

鳥取県告示第二百二十六号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字倉坂字奥山次一

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は定めない。

2 主伐として伐採ができる立木は、倉吉地域森林計画で

定める標準伐期階以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るのは、次のとおりとする。

〔立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び東伯

町役場に備え置いて総覽に供する。)

鳥取県告示第二百二十七号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

東伯郡東伯町

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 主伐は、禁止する。

2 間伐その他特別の場合の伐採に係るのは、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び東伯

町役場に備え置いて総覽に供する。)

鳥取県告示第二百二十八号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

東伯郡東伯町

二 保安林として指定された目的

航行の目標の保存

三 指定施業要件

立木の伐採の方法

伐採を禁止する。

鳥取県告示第二百二十九号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

東伯郡赤崎町

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をことができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び赤崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百三十号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

東伯郡赤崎町

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をことができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐は、次のとおりとする。

口 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び赤崎町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百三十一号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六・十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

東伯郡赤崎町

二 保安林として指定された目的
航行の目標の保存

三 指定施業要件

立木の伐採の方法

伐採を禁止する。